

和歌山市3子以上に係る育児支援助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「小学校修了前の児童」という。）を3人以上養育している者に対し、その者が養育する小学校就学の始期に達するまでの者が受けた一時的な保育又は援助を利用する際に負担する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進することを目的とする。

(助成金の交付)

第2条 市長は、小学校就学の始期に達するまでの者が、次に掲げる保育又は援助（以下「対象保育等」という。）を受けたときは、当該小学校就学の始期に達するまでの者を養育する者（以下「養育者」という。）に対し、助成金を交付するものとする。

- (1) 病児・病後児保育事業（和歌山市病児・病後児保育事業補助金交付要綱（平成24年5月14日制定）第2条第2項に規定する病児対応型事業及び同条第3項に規定する病後児対応型事業をいう。）による保育
- (2) 子育て短期支援事業（和歌山市子育て短期支援事業に関する条例（平成12年条例第104号）第3条第1項に規定する事業をいう。）による保育
- (3) 一時預かり事業（和歌山市一時預かり事業実施要綱（平成9年4月1日制定）第2条に規定する事業、和歌山市立幼保連携型認定こども園条例（令和元年条例第27号）第4条第2項に規定する事業及び和歌山市一時預かり事業補助金交付要綱（平成21年8月24日制定）第3条第2項第2号に掲げる実施方法により行われる事業をいう。）による保育
- (4) 和歌山市ファミリー・サポート・センター業務実施要綱（平成14年5月1日制定）第6条に規定する契約に基づく援助

(助成金の交付の対象者)

第3条 前条の規定による助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 小学校就学の始期に達するまでの者1人以上を含む小学校修了前の児童（養育者と同一の世帯に属する児童に限る。）を3人以上養育していること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、第2条に規定する小学校就学の始期に達するまでの者が受けた対象保育等に係る費用として同条に規定する養育者が支払うべき額の合計額から施設等利用費（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11に規定する施設等利用費をいう。以下同じ。）の支給額及び和歌山市一時預かり利用者負担軽減事業に係る要綱（令和5年4月1日制定）に規定する助成金（以下「利用者負担軽減事業助成金」という。）の交付額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、1年度当たりの助成金の額は、15,000円を限度とする。

(助成の申請)

第5条 第2条の規定による助成金の交付を受けようとする者は、和歌山市3子以上に係る育児支援助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 対象保育等を利用する際に負担した費用に係る領収書（施設等利用費の支給又は利用者負担軽減事業助成金の交付を受けたときを除く。）

(2) 誓約書兼承諾書（別記様式第2号）

2 前項の規定による申請は、対象保育等を利用した日以後における最初の3月31日（当該対象保育等があった日の属する月が3月の場合にあっては、同日以後における最初の4月30日）までに行わなければならない。

（助成金の交付決定等）

第6条 市長は、助成金の交付の決定をしたときにあっては和歌山市3子以上に係る育児支援助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付しないことを決定したときにあっては和歌山市3子以上に係る育児支援助成金不交付決定通知書（別記様式第4号）により前条第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、平成28年4月1日以後に対象保育等を受けた小学校修了前の児童の養育者について適用する。

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月26日から施行する。